

富山県による 建設事業者の働き方改革を進めるための取組み

● 新たな取り組み

- ・令和6年度からの時間外労働規制適用を踏まえ、**要領の名称を変更。**
(週休2日制モデル工事→**週休2日工事**)
- ・**月単位の週休2日の補正係数を新設する(現場閉所、交替制)。**
- ・**令和6年4月1日以降に作成する**設計書より適用する。

1 発注方式及び対象工事

原則、**全ての工事を発注者指定型(月単位の現場閉所)**で発注する。
(営繕工事、農林水産部工事は別途要領による)

【発注者指定型】(現場閉所)

受注者は**月単位の現場閉所**の週休2日の確保に取り組むこととする。
ただし、**現場条件(出水期や関連工事)**に支障がある工事は除く。

【受注者希望型】(現場閉所または交替制)

発注者指定型の対象外工事でも、受注者が**月単位の週休2日工事**を希望し協議が整えば、実施する(**災害復旧工事を含む**)。

下記事項に該当する工事は、週休2日の対象外とする。

- ・現場施工期間が**休工期を含めて7日未満**の工事。
(実期間7日以上の場合は協議により週休2日の対象とできる)

2 週休2日の定義及び休日の弾力的な運用

工期内の対象期間において**週休2日(4週8休以上)**の現場閉所を確保することとする。

4週8休を対象期間内の全ての月毎で達成している場合は月単位の4週8休、対象期間内で達成している場合は**通期の4週8休**という。

交替制の場合は、現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら**4週8休以上の休日を確保**することとする。

3 工期の設定

原則として **作業日当たり標準作業量等による設定**とする。

施工数量を日当り施工量で除し、それらの合計に**年間作業不可能率**を乗じ、**準備及び後片付け期間を加えた日数**とする。

余裕期間制度を活用した工事では**余裕期間を加える**。関係機関との調整等が見込まれる場合は、その期間を加える。

上記によりがたい場合等は県が定める**標準工期試算式**から工期を設定。

4 労務費、機械経費(賃料)、間接工事費の補正

補正内容は、以下のとおりとする。

※現場閉所の場合 () 内は令和5年度の補正係数

	発注者指定型、受注者希望型 (現場閉所)	
	通期の4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)	月単位の4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)
労務費	1.02倍 (1.05倍)	1.04倍 (-)
機械経費(賃料)	1.02倍 (1.04倍)	1.02倍 (-)
共通仮設費	1.02倍 (1.04倍)	1.03倍 (-)
現場管理費	1.03倍 (1.06倍)	1.05倍 (-)
市場単価	工種毎に設定	工種毎に設定
標準単価	工種毎に設定	工種毎に設定

【発注者指定型】

当初発注時より月単位の4週8休の補正を計上する。
(4週8休を達成できなかった場合、補正を変更減とする。)

【受注者希望型】

精算時(変更設計時)に、**閉所状況等に応じて**補正を変更増とする。

5 インセンティブ

(1) **完全週休2日(土日現場閉所)**を達成した場合
第2次評定者は、社会性で5点を採点する。
結果的に、評定上は、1.0点が加算される。

(2) **週休2日**を達成できなかった場合でも
減点しない。

1 実施目標

○県内30件程度の発注者指定型工事を実施する。(所属4件程度)

◇R5年度実施件数 (R6.3末時点) ※繰越工事含む

発注者指定型			受注者希望型	
発注件数	NG件数	実施件数	実施件数	
13	0	13	8	

発注者指定型

下記の工種で指定数量以上に該当する工事のうち発注者が選定したもの
 ◇土工(掘削・盛土) : 1,000m³以上(作業土工を除く)
 ◇路盤工(上層または下層) : 2,000m²以上
 ◇河川浚渫工(バックホウ浚渫船) : 2,000m³以上
 ◇河床等掘削工(バックホウ) : 1,000m³以上
 →特記仕様書のほか発注計画に明示

受注者希望型

下記に該当する工事のうち受注者からの希望により実施するもの
 ◇発注者指定型工事以外の、ICT対象工種を含む全ての工事
 ◇地盤改良工(浅層・中層混合処理・スラー攪拌工)
 ◇舗装工(修繕工) ◇基礎工 ◇擁壁工
 ◇土工(1,000m³未満、小規模土工) ◇構造物工(橋脚・橋台)
 ◇ICT土工関連工種(床掘・付帯構造物設置工・法面工)※ICT土工を実施する場合のみ
 ◇ICT舗装関連工種(付帯構造物設置工)※ICT舗装工を実施する場合のみ
 →指定数量以上の工事は特記仕様書及び発注計画に明示

2 実施内容

以下の①～⑤の施工プロセスのうち全てもしくは、一部においてICTを活用する工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成 (必須)
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品 (必須)

※②、⑤を必須、③、④のいずれかを実施することとする。



ICT活用区分

施工プロセス区分	I 全 活 用	ICT導入型(R1から)				
		タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
①3次元起工測量	○	○	—	—	○	—
②3次元設計データ作成	○	○	○	○	○	○
③ICT建機による施工	○	○	○	○	—	—
④3次元出来形管理等の施工管理	○	—	○	—	○	○
⑤3次元データ納品	○	○	○	○	○	○
実施件数H30～R5 下段():R5年度実績	66 (13)	5 (0)	6 (1)	6 (1)	14 (3)	0

※舗装工(修繕工)でタイプⅠの場合、⑤は必須としない

3 積算方法

項目	当初	変更
①	計上しない	コンサル等からの見積額を計上
②	計上しない	コンサル等からの見積額を計上
③	ICT施工用の歩掛を用いて積算する(市場の単価を反映)	
④	率計上の共通仮設費に含む ※2	
⑤	率計上の共通仮設費に含む ※2	
その他※1	率計上の現場管理費に含む ※2	

※1 社員等従業員給与手当や外注経費等

※2 各工種の積算要領にて規定する面管理に準じた出来形計測を行う場合のみ、共通仮設費率及び現場管理費率に補正を適用する。

共通仮設費補正	1.2
現場管理費補正	1.1

4 インセンティブ

ICTの活用区分に区別なく、ICTを活用した場合、成績評定の**創意工夫**において、**2点**を採点する。
結果的に、評定上は、**0.8点**が加算される。

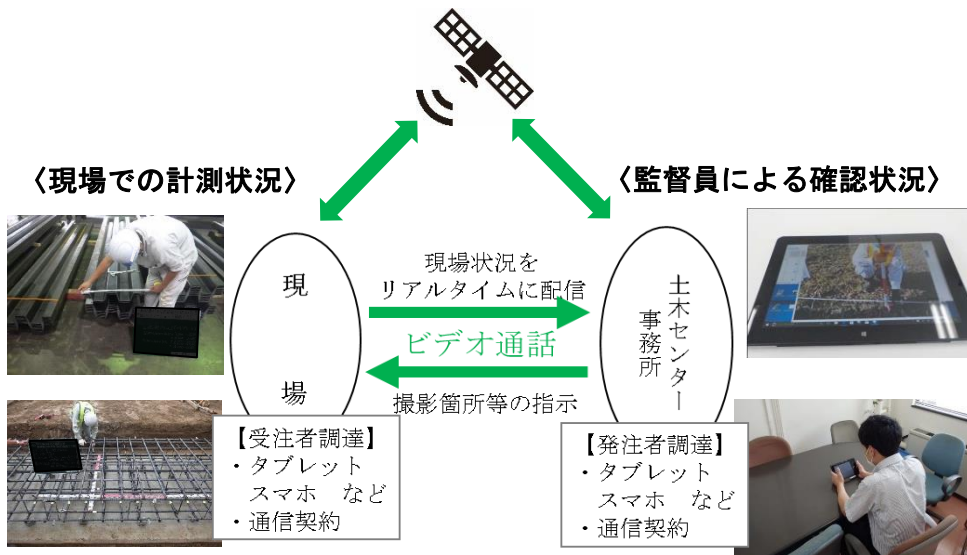
1. 概要

遠隔臨場とは、発注者と受注者が会することなく、モバイル端末（タブレット、スマートフォン等）により撮影した映像・音声をインターネット経由で配信し、段階確認、立会、中間検査等を実施するもの。

なお、段階確認等のすべてを遠隔臨場にて実施することにこだわらず、受発注者間で調整を図りながら活用する。

<目的>

- ・受発注者の移動時間の削減や、工事の手待ち時間の削減等による生産性の向上
- ・受発注者間における段階確認等の日程調整の円滑化



各センター・事務所に端末を4台以上用意

(※) 費用負担における留意点

- ・機器はリース料を計上する。
(購入品や所持品は対象外)
- ・従来の費用や他工事と分離して計上する事が困難なものは積上げ計上の対象外。
(計上の一例)
- ・ウェアラブルカメラのリース料
- ・モバイルルーターのリース料及び通信料
- ・衛星通信機器の賃料

2. 試行要領改訂の概要

	R5年度	R6年度
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者指定型 通信環境が確保できる現場 施工現場が遠隔地、立会頻度が多い 高所作業を含む工事等で発注者が指定した工事 ・受注者希望型 発注者指定型以外の工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者指定型 通信環境が確保できる現場 施工現場が遠隔地、立会頻度が多い 高所作業を含む工事等で発注者が指定した工事 ・受注者希望型 発注者指定型以外の工事 ※通信環境が確保できない場所でも可
費用負担	設計変更時に必要額を技術管理費に計上 (※)	同左
衛星通信サービス利用に関する試行	—	固定回線や携帯ネットワークが整備されていない現場の工事で試行できる

1. 概要

情報共有システム（ASP）とは、受発注者間の工事に関する施工情報や 関係書類の提出・情報交換を円滑に進めるため、やりとりする情報をインターネット経由で、交換・共有するシステムである。平成27年度から土木部で発注する一部の工事において試行開始しており、令和6年度においても引き続き試行を行う。

2. 対象

発注者指定型

- ・ 予定価格が20百万円以上の全ての工事

受注者希望型

- ・ 発注者指定型以外の工事において、受注者からの希望により実施する工事

3. 試行工事実施件数（過去3年分）

○実施状況

	発注者指定型			受注者希望型
	発注件数	NG件数	実施件数	実施件数
令和3年度	61	0	61	31
令和4年度	146	14	83	32
令和5年度 (R6.1.31時点)	253	7	129	35

<主な変更点>

	R5年度	R6年度
対象工事	発注者指定型 ・ 予定価格が 20百万円以上の全ての工事 受注者希望型 ・ 発注者指定型以外の工事において、受注者からの希望により実施する工事	同左
ASP対象書類	事前協議チェックシートにより受発注者協議で決定	(必須書類) ・ 施工計画書 ・ 工事打合簿 ・ 工事段階確認申出書 (段階確認立会写真の共有含む) ・ 工事中間検査申出書 (中間検査立会写真の共有含む) その他の書類については、受発注者協議で決定
検査書類限定型モデル工事の対象	「 施工計画書 」「 工事打合簿 」「 工程管理資料 」「 品質管理資料 」を共有する対象書類とすることで、検査書類限定型モデル工事の対象とすることができる。	「 工程管理資料 」「 品質管理資料 」を共有する対象書類とすることで、検査書類限定型モデル工事の対象とすることができる。 ※「 施工計画書 」「 工事打合簿 」は必須化により削除

1 運用

洋式トイレとは、従来の和式トイレを**洋式便座とし、水洗機能、臭い逆流防止機能を備えた**仮設トイレ。

国の仕様の①～③

快適トイレとは、洋式トイレに加えて、**国の標準仕様の④～⑥及び快適に活用するための付属品の⑦、⑨～⑪を備えた**仮設トイレ。**国の⑧を除くフルスペック**

(⑧の入口の目隠しについては、強風に耐えられるレンタル品が市場にないことから、要件から除外している。)

2 実施目標

試行工事は、予定価格が20百万円以上を基本とし、発注件数の目安は、土木センター・事務所各班2件程度とする。そのうち、受注者から希望があった場合に、実施する。また、試行対象工事ではなくても、受注者から希望があれば、実施する。

3 実施要領

受注者が、洋式トイレまたは快適トイレの設置を希望する場合、

- ①受注者は、「チェックシート」、「設置計画書」や要件の分るパンフレット等を提出し、監督員の承諾を得る。
- ②監督員は、「チェックシート」により、施工中の現地確認を行う。
- ③受注者は、精算変更時に、「設置報告書」を提出する。
- ④監督員は、精算変更時に、設置報告書に基づき、「和式トイレ」との差額分を別途、共通仮設費(営繕費)に積上げ計上する。(運搬、設置撤去、汲取り費用は、差額対象としない)

精算変更で積上げる差額の上限額は、以下のとおりとする。

洋式トイレ：(2,100)円/基・月

快適トイレ(トイレと洗面台一体型)：(52,000)円/基・月 → 広くて快適

快適トイレ(トイレと洗面台分離型)：(29,000)円/基・月 → 洗面台にドアなし

- ※ 男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで計上できる。
- ※ 受注者が自社保有の快適トイレを設置する場合は、同等品の設置費用(リース料)の差額分を上限額まで変更の対象とする。
- ※ 現場環境改善費を計上している場合は、上限額を超えた費用を率計上の対象として良い。
- ※ 車載型においても対象として良い。

4 国の快適トイレの内容

(1) 標準仕様

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗)又は、し尿処理装置付き
- ③臭い逆流防止機能(消臭剤等による臭い対策)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロックなど)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場(耐荷重5kg以上)

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭フィッティングボード
- ⑮フラッパー機能の多重化(臭い逆流防止)
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

